

審 第 1 2 6 3 号
答 申 第 2 7 3 号
令 和 3 年 8 月 3 日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年2月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第256号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定
（令和元年9月11日付け〇〇警発第〇〇号）及び自己情報不開示決定（令和元
年9月11日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月11日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定2」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年7月30日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、要約すると「当時の110番通報記録の自己情報開示請求と、警察事務で私が常人逮捕が記載された直接の当事者に関する2点の情報開示を請求いたします。記 私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、私の携帯電話から発信された110番通報時の〇〇警察署が保有する110番受理処理書面全部ですが、原告側代理人の主張する損害賠償請求に関する根拠の【暴力行為又は傷害行為】の根拠を突き崩す為には、私が当該窃盗事件を現認して現行犯で常人逮捕した経過説明が必要で、（以下略）」を内容とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、15日以内に開示・不開示の判断をすることが事務処理上困難であることを理由として決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（令和元年8月13日付け〇〇警発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、110番通報記録については、本件開示請求に係る個人情報として、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行政文書（開示請求に係る個人情報が記載されたもの）」（以下「本件文書1」という。）及び「110番受理処理結果票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け受理番号〇〇」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月11日付けで本件決定1を行った。

また、実施機関は、本件開示請求に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求者が常人逮捕した件で警察事務上において作成された文書」について、開示請求に係る個人情報に記載された行政文書を作成したことを確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、令和元年9月11日付けで本件決定2を行った。

- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和元年11月18日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年2月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求書について

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

事実誤認捜査があり、本件決定の取り消しを求める。

イ 本件審査請求の理由

裁判で抗弁に必要だという理由書を添付して請求しているのに請求が僅かな部分しか認められないし、部分開示内容が現実と著しく異なるので違和感があり、個人的には社会通念に照らし合わせても〇〇警察事務は道徳をも逸脱した異様な対応であり、しかも現実とは異なる歪曲した表現内容による自己情報部分開示決定通知書ですから、窃盗未遂で逮捕された人物を自己中心的曲解で喧嘩口論の類に判定し、本来なら泥棒と判断すべきを恣意的に覆い隠していますので、強い非難に値する自己情報部分開示決定通知書なので、同内容の恣意的部分を翻す為に添付書類には写真を3枚も入れて、外から見た拡大連続写真でご説明しています。

添付写真は、〇〇警察署判定の集合ポストを否定するもので、提示写真の3枚は【居住者専用所帯別郵便ポスト】です。

同写真で、集会ポストという判定がどこからできるのかという部分を恣意的な曲解と表現してしまして、同部分は非難に値すると指摘しています。

(2) 反論書について

審査請求人は、実施機関の弁明書に対する反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 弁明の趣旨について

わたしは開示請求を求めており、明確に開示請求の意思を表明します。

その理由は、相手方を常人逮捕したのです。直ちに110番緊急通報し、駆け付けた警察官に相手方を引き渡そうとしたのですが、なぜか警察官は無回答で全員押し黙ったままであり、後に駆け付けた捜査関係者が何度も入れ代わり立ち代わりわたしに質問を繰り返すので、なぜに相手方を逮捕しない〇〇警察署の警察事務が問題であると主張し、しかも初動捜査で一度到着し現場到着した鑑識係が何も仕事をしないで踝を返し戻るのでから違和感があり、わたしの主張も取り入れた事実の捜査をすべきであると主張してしまして、さらに泥棒が逮捕者を民法第709条の損害賠償請求で裁判所に訴えるというのですから、内容が自己中心的で絶対に見逃してはならない事案と心得ました。

個人的には、〇〇警察署事件認知捜査指揮と警察事務に不満と不信感があり、恣意を感じる違和感があります。

このように一般刑事事案なのに、実施機関名で諮問実施機関委員長に対して条例伝々等と的外れな話で意味不明な文章は問題の曖昧模糊化を狙うものであり、不誠実でありとても実施機関の印を付いた書面とは信じられない内容です。しかも、千葉県個人情報保護法条例伝々というのでは、憲法と法律はどのように解釈しているのですかであり、判例も社会通年も常識も無視した自己中心的狭義な説明ですので、一般刑法犯から市民を守護する職務である〇〇警察署の立場とは信じがたい。このような主張は単なる論点を外しているだけの自己都合曲解で詭弁ですから、諮問実施機関に対し開示指示請求を求めています。

重ねて裁判での状況を説明しますと、双方の訴訟合戦という内容で係争中であり、真実の根本に関係する骨格部の警察事務情報を必要としているので、再度本書面でも諮問実施機関が全開示の指示を実施機関に対して発動することを求めます。

イ 処分内容及び理由について

緊急110番通報時の録音された電話内容についての開示請求については悩んでおり、諮問実施機関の判定内容如何では更に千葉県に対し情報開示請求を求め、判定如何では損害賠償請求という法的対応を検討する意志はある。

本本文書1の処分の理由については、記述内容から、公開すると近隣の生活圏が近いので弊害部分が大きいという判断がされたと解釈しましたが、〇〇警察署の捜査陣は刑法犯の窃盗現行犯で逮捕された人物をどのように犯罪認知をし判断したのかという事件認知の問題が提起される

内容で裁判が争われているので、公開拒絶する理由は皆無なはずであり、損害賠償請求は相手方から先に提訴された事件である。裁判での損害賠償事件では、原告の情報が全て公開される原則なので、実施機関名で主張している内容に合理性はないだけでなく、記述の意味がさっぱりわからない。

平たく言うと、弊害の可能性があるなら相手方は訴訟提起をしないはずで、訴訟提起が行われた時点で全ての情報は互いに当事者間で共有するので、理由が意味不明の文章です。

わたしは、既に相手方から先に損害賠償請求事件を提起されており、わたしが後から反訴の損害賠償請求事件を提起しているので、同点を思考すべきで公開拒絶理由は当たらない。むしろ、公開する利益の方が大きいと考えるべきであり、この点についての内容も既に記述し、〇〇簡裁の法廷期日指定書謄写書面を監査請求時に提出してあるので、回答された書面内容は恣意的内容というか論点を回避する誘導記述ですから、不誠実回答による論点外しであり、何度も続くので憤りが湧き上がっています。

なお、条例第17条第6号について、この条例適用は2つの点から棄却すべきです。理由1として、訴訟が提起された場合には条例適用は不可能であり、既に国家が規定した法律の下で物事を優先思考する責任が公務員にはあります。よって、条例は考慮対象外ですが、個人的には憲法・法律・判例・社会通念などに加え条例も考慮する姿勢で全てを満足させる対応が一番良いはずと思慮しますが、優先順位は条例が優先されるのではなく憲法であり法で、此処に判例と社会通念なはずです。

理由2として、概に、警察事務に不満があり監査請求が提起されているので、警察事務の何が問題なのかという点も含めて〇〇警察の事件認知を示せば良いはずですが、相手方が窃盗被疑者なのかわたしから暴行を受けた被害者なのかという認知が〇〇警察署から明確に表明されていないので、まるで〇〇警察署の事件認知が何を言っているのかさっぱりわからないです。

委細の説明をするとすれば、個人的には弁明書によれば3(3)ア(イ)に、趣旨として関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第6号に該当するためとなっておりますが、そもそも判断が自己中心的であり、正確な情報の提供は判断も正確になり得る内容と信じます。よって、上記の内容は自己中心的であり、非難に値するはずです。

本本文書2については、弁明書3(3)イの理由ですが、aでは警部補以下の階級にある警察官及び警察職員の氏名であり、条例伝々となり

個人保護法で守護されるという判断ですが、これらの人々が捜査をしたのですから、捜査に職務権限があり、職務権限には執行に対する一部の責任が追及されるはずであり、警察官と公務員としての言動には同内容が常に付帯するのですから、公務員の官職氏名質問には応接しなければならない規定となっています。

確かに、規定には警視以上の者又は警視同等以上の職階にあると思われる人物という規定ですが、官職氏名を公表する責任とは別の次元で事件判定責任はありまして、この点が職務に付随する公権力保持執行者に対する心の戒めで一部の責任が求められていると思われま

す。平成17年8月3日の各府省の担当者で構成される「情報公開に関する連絡会議」において「各行政機関における各公務員の氏名の取扱いについて」に、新規に解釈された条件があるので、実施機関名義の弁明書は、情報公開に対する拒絶理由に当てはまらないはずなので、全てを公開すべきと反論書でも再度主張します。

弁明書3(4)の本件処分2に係る開示しない理由については、常人逮捕についての説明がありません。しかも、鑑識の人々が出勤し、鑑識活動を始めたら直ちに撤収するので、指示があったという解釈しかできず違和感があるだけでなく警察官全員の言動も不自然であり、常人逮捕の被疑者受け渡しをわたしから何度も申し出ているのに何らの回答もなく無言で問いかけにも無回答ですから、何か特別の指示が誰からか出ていたはずだと推認可能ですが、この件も問題だと指摘していても書面には記載されていないので片手落ち回答ですから、速やかなる回答を望みます。

弁明書4(1)(2)は情報不開示の繰り返し主張ですが、わたしは開示請求をしています。

弁明書5については、全て不知。話し合いの余地がないので、諮問実施機関に審査請求しているのですから、相手の主張する内容に苦言を呈しても意味はありません。個人的には、十二分に提起して情報開示請求をしていますから、後の判断は諮問実施機関の判断に委ねるしかありません。わかり易く言うと、わたしに職務権限はありません。

弁明書6結論について、適法かつ妥当と結んでいますが、判断が無茶苦茶です。直接の当事者である相手方の被疑事実についての内容がなく、審査請求人のわたしに対する説明もないのでは、結論が出せるわけがない。いい加減な話で幕を閉じようとする姿勢が問題です。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定1に係る開示しない部分及びその理由

ア 本件文書1

(ア) 開示しない部分

本件文書1の2枚目の一部及び3枚目の一部

(イ) 理由

警察官が判断して記載した内容で、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第6号に該当するため。

イ 本件文書2

(ア) 開示しない部分

a 受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の件名

b 所属記載欄の1行目から7行目前半まで

c 所属記載欄の7行目後半

(イ) 理由

a 受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の件名

警部補以下の階級にある警察官及び警察職員の氏名であり、条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため。

b 所属記載欄の1行目から7行目前半まで

開示請求者以外の第三者の情報が記載されており、開示請求者以外の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握が困難になるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第2号及び第6号に該当するため。

c 所属記載欄の7行目後半

警察官の判断が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握が困難になるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第6号に該当するため。

(2) 本件決定2に係る開示しない理由

開示請求に係る個人情報記載された行政文書を作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(3) 弁明の内容

ア 本件決定1について

(ア) 本件文書の特定

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、私の携帯電話から発信された110番通報時の〇〇警察署が保有する110番通報記録」について、本件文書1及び2と特定した。

(イ) 行政文書の性質

a 本件文書1

本件文書1の文書名を含む請求対象外部分については、請求人の個人情報ではないことから、同文書の性質については弁明を差し控える。

b 本件文書2

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としている。

警察通報用電話（以下「110番」という。）による事件、事故等の通報は、千葉県警察本部地域部通信指令課通信指令室（以下「通信指令室」という。）において受理している。通信指令室では、110番で受理した事案に対する初動活動の円滑な実施を図るために必要な通信指令業務等を行うことを任務としている。

千葉県警察本部では、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておく必要から、通信指令業務の運営に関する要綱（平成22年本部訓令第9号）第13条第3号で、「110番により重要又は特異な事件若しくは要急事案以外の通報を受理したときは、事案の内容を通信指令システムにより、所轄署長に連絡するとともに、その処理状況等を110番受理処理結果票に記録すること。」と規定している。連絡を受けた所轄署（本件では〇〇警察署）では、送信された110番受理処理結果票に対応状況等を入力又は手書きで記載し、所属長に報告した後、定められた期間所轄署において保存している。

(ウ) 決定の妥当性（本件文書1）

本件決定において、本件文書1の2枚目の一部及び3枚目の一部を条例第17条第6号に該当するとした。

同号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであるが、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する

情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

不開示として2枚目の一部及び3枚目の一部は、警察官が判断して記載した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件文書1の2枚目の一部及び3枚目の一部について、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(エ) 決定の妥当性 (本件文書2)

a 受理者欄等

本件決定において、受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名を条例第17条第2号及び警察職員規則に該当するとした。

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保証する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、同号は、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨規定している。

本件文書2において、同号に該当するとして不開示とした情報は、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号のただし書該当性について検討する。

(a) ただし書イについて

ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外として開示する規定である。

本件文書2において、同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

よって、ただし書イには該当しない。

(b) ただし書ロについて

ただし書口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示すると定めている。

該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とするものであるとされている。

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

よって、ただし書口には該当しない。

(c) ただし書ハについて

ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示することとしている。

ただし、括弧書により「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」としており、ここでいう規則には、第1号の「警部補以下の階級にある警察官」、第2号の「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」の一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名については除外とすることを規定している。

よって、不開示とした警察官の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員であることから、ただし書ハには該当しない。

(d) ただし書ニについて

ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できることをいうものである。

したがって、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請

求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することではなく、当該情報は開示されるものである。

警察官の氏名を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、同人と警察官の利害が共通している立場にあるとはいえないことから、ただし書二には該当しない。

よって、受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 所属記載欄の1行目から7行目前半まで

不開示とした所属記載欄の1行目から7行目前半までは、審査請求人以外の第三者の個人情報が記載されており、審査請求人以外の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き関係者との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握が困難になるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第17条第2号及び第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

c 所属記載欄の7行目後半

不開示とした所属記載欄の7行目後半は、警察官の判断が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、また信頼関係が損なわれることにより、事件や事故等の発生に際し、警察への通報や現場での協力が得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

イ 本件決定2について

審査請求人が求めている「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、警察事務で私が常人逮捕したことがわかる文書」に関して、実施機関において、〇〇警察署が保有する行政文書について確認したところ、本件開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を作成したことが確認できず、同請求に係る行政文書を保有していないことが判明した。

よって、同行政文書を保有していないとして本件決定2を行った決定に誤りはない。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件決定に対する審査請求の理由において、「裁判で抗弁に必要だという理由書を添付して請求しているのに請求が僅かな部分しか認められないし、部分開示内容が現実と著しく異なるので違和感があり、個人的には社会通念に照らし合わせても〇〇警察署事務は道徳をも逸脱した異様な対応であり、しかも現実とは異なる歪曲した表現内容による自己情報部分開示決定通知書です」等と主張しているほか、〇〇警察署警察官の対応等について、種々申し立てていると認められるが、それらは本件開示請求に係る本件決定1及び2の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件文書に記録された個人情報を特定して本件決定1を行うとともに、本件開示請求の一部について、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として本件決定2を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定1で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 110番通報記録について

(ア) 実施機関は、審査請求人が求める「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、私の携帯電話から発信された110番通報時の〇〇警察署が保有する110番通報記録」について、本件文書1及び2と特定したと主張する。

(イ) 本件文書1は、審査請求人が行った110番通報が記録された行政文書であると認められる。実施機関が特定した個人情報以外は、対象外として開示されていないが、審議会で見分したところ、対象外とされた部分に審査請求人の個人情報は記載されておらず、実施機関が対象外としたことは妥当であると判断する。

- (ウ) 本件文書2は、審査請求人が行った110番通報に対して、これを受理した実施機関が作成した110番受処理結果票であり、通信指令業務の運営に関する要綱第13条第3号に基づくものと認められる。
- (エ) さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、私の携帯電話から発信された110番通報時の〇〇警察署が保有する110番通報記録」について、本件文書に記録された個人情報以外に審査請求人の個人情報は存在しないことが確認された。

イ 常人逮捕したことがわかる文書等について

- (ア) 審査請求人の「警察事務で私が常人逮捕が記載された直接の当事者に関する」自己情報開示請求について、実施機関はこれを「平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求者が常人逮捕した件で、警察事務上において作成された文書」と解して本件決定2をしている。
- (イ) また、実施機関は、弁明書においては、審査請求人の自己情報開示請求を「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日に常人逮捕した件で、警察事務で私が常人逮捕したことがわかる文書」と解した上で、審査請求人の個人情報を保有していないと主張する。
- (ウ) 110番受処理結果票の記載から判断すると逮捕はされていないので、開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の判断に誤りはない。

よって、本件決定2は妥当であると認められる。

- ウ 前記ア及びイのほか、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件開示請求について、本件文書に記録された個人情報以外に本件審査請求に係る審査請求人の個人情報は存在しないことが確認された。

実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情は見受けられない。

(3) 不開示部分の妥当性について

前記4(3)アに記載のとおり、実施機関は、条例第17条第2号又は第6号に該当することを理由として、それぞれの個人情報を不開示にしたものと認められる。

実施機関は、前記4(3)アに記載のとおり、本件決定1は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

ア 本件文書1の2枚目の一部等について

本件文書1の2枚目の一部及び3枚目の一部の実施機関が不開示とした部分について、審議会で見分したところ、当該部分は、警察官が判断して記載した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件文書1の2枚目の一部及び3枚目の一部の実施機関が不開示とした部分は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件文書2の受理者欄等について

本件文書2の受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、本件文書2の受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名については、当該職員が警察職員規則で定める警部補以下の職員であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件文書2の受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

よって、本件文書2の受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄の氏名は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件文書2の所属記載欄の1行目から7行目前半までについて

本件文書2の所属記載欄の1行目から7行目前半までについて、審議会で見分したところ、当該部分は、実施機関が調査した結果を記載したものであり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、関係者との信頼関係が損なわれるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件文書2の所属記載欄の1行目から7行目前半までの実施機関が不開示とした部分は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件文書2の所属記載欄の7行目後半について

本件文書2の所属記載欄の7行目後半について、審議会で見分したところ、当該部分は、警察官の判断を記載したものであり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、関係者との信頼関係が損なわれるなど、110番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件文書2の所属記載欄の7行目後半の実施機関が不開示とした部分は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月 6日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和3年1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）
令和3年2月22日	審議（令和2年度第9回第2部会）
令和3年3月22日	審議（令和2年度第10回第2部会）
令和3年4月26日	審議（令和3年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者